

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

委員總會提出資料

第四十六回  
第四十七回

めくれず

國立公文書館	
分類	持株
	3 B
排架番号	13-1
	45

第四十六回委員總會（臨時）日程

一、開催の場所

東京都千代田區内幸町二丁目「番地

持株會社整理委員會事務所

二、開會の日時

昭和二十四年八月二日午前十一時

三、上程事項

決議事項

(一) 決定指令の件

(二) 商號等に關する指示の件

以上

決 議 事 項

一、決定指令の件

「井華鐵業株式會社に對する過度經濟力集中排除法第十一條第一項の規定による指令を、別紙のように決定すること。」

別紙

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條  
により指定された

井華鐵業株式會社の件

指定者番號

二〇〇

再編成計画に關する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、井華鑛業株式會社（以下井華といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年一月八日附を以て指定した。

井華は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。井華は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 井華は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

（1）井華は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの會社において兼任しない役員を選任し、資產及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資產を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經營的措置をしなければならぬ。

（2）獨立した分離會社（以下新會社といふ。）の設立、資產及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、採鑛、製煉、木工土建、電池製作並びに食料品加工及び食料品日用品販賣を主な事業としている別子、大宮、砥澤、宮城、伊奈牛、鴻之舞、國富、安部城、余市の各鑛山（支山を含む。）、四阪島、國富の各製煉所、新居濱電煉場、別子建設事業所、別子電池製作部、別子調度事業所及びそれらの附屬施設並びにその他の資產及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて井華の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業としている赤平、上歌志内、歌志内、奔別、彌生、奈井江、新歌志内、春日、唐津、忠隈、若野浦、潛龍、唐松の各礦山及びそれらの附屬施設並びにその他の資產及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて井華の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

「が存續する場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければならない。

6. 新會社のうちいづれか一社だけは井華鑛業株式會社又は「井華」に他の語字を附加した商號又は社名を使用することを妨げない。但し他の新會社は、右の商號又は社名を使用せず、將來もまたこれを使用せず、且つ井華の後繼者又はこれと關連ある會社と言つてはならない。

新會社のいづれも相互に關連のある會社と言つてはならない。

又新會社のいづれも井華鑛業株式會社又は「井華」に他の語字を附加した商號又は社名を使用することを要請されるものではない。

7. 前記の指示に基き新會社にその資産を出資又は譲渡した後の殘余の資産は、これを處分しなければならない。

井華は、その本社事務所設備を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又その他の殘存資產の處分についても委員會の事前承認を受けなければならぬ。

8. 新會社は、前記の如く井華より承繼した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを井華に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、井華は、第九項に準いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

9. 井華は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。井華及び新會社は、決定整備計畫を實行し、且つこれを遵守しなければならない。

10. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、井華若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは讓受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、買賣覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は從業員に面接し(これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。)、(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を發行しこれを處分することを新會社に指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年八月三日

株式會社整理委員會

委員長 桑山忠夫

### 三、商號等に關する指示の件

「會社の證券保有制限等に關する勅令第十四條の規定に基き、左記(一)、(二)、(三)の會社に對し、それぞれ、別紙第一、第二、第三の<sup>主旨に依</sup>指示すること。

記

- (一) 株式會社三井本社 三井鑛山株式會社 北海道炭礦汽船株式會社  
三井化學工業株式會社 三井物產株式會社 三井船舶株式會社
- (二) 株式會社三菱本社 三菱重工業株式會社 三菱鑛業株式會社  
三菱電機株式會社 三菱化成工業株式會社 三菱商事株式會社
- (三) 株式會社住友本社 扶桑金屬工業株式會社 日本電氣株式會社  
日新化學工業株式會社 住友電氣工業株式會社 井華鑛業株式會社

同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社

同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社

同令第十四條第二項に規定するこれらの從屬會社等及び同條第四項に掲げる會社

別紙第一

商指示第二號

昭和二十四年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 篠山忠夫

啟

三井の商號等の件

持株會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に關する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた權限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等という。）について、左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものにつき

ては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これらの使用及び登記登録をしないこと。

(一)三本の横線を圍んだ井桁



の圖形を含む商標及び會社標章

(二)字体、形式のいかんを問わず、「三井」という語を含む商標及び會社標章

(三)「三井」という<sup>文字を含む</sup>商號又は會社の通稱

(四)圖形又は發音上のいすれであるかを問わず、右の商號等と同一又は類似の商號等「これらを外國語に翻譯したもの」を含む。)

三、登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經理上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら二つの商號等を併用するときに限り、引き續きこれらを使用することができる。

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができる。

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以 上

## 別紙第二

### 商指示第一號

昭和二十四年 月 日

株式會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

殿

### 三菱の商號等の件

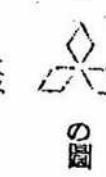
株式會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に關する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた権限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等といふ。）について、左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものについては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これ

らの使用及び登記登録をしないこと。

(二)三個の菱形のそれぞれの鋭角が一つの中心點にむかって放射状に排列された△形を含む商標及び會社標章



(三)字体、形式のいかんを問わず、「三菱」という語又は「三つの菱形」を意味する語を含む  
商標及び會社標章

(四)「三菱」という商號又は會社の通稱  
(支那を含む)

二、登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經理上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら二つの商號等を併用するときに限り、引き續きこれらを使用することができます。

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができます。

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以 上

### 別紙第三

商指示第三號

昭和二十四年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

殿

### 住友の商號等の件

持株會社整理委員會は、昭和二十三年政令第二百四十號をもつて改正された會社の證券保有制限等に關する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七號）第十四條の規定により與えられた権限に基き、左記商號、會社の通稱、商標又は會社標章（以下商號等といふ。）について左記の通り指示する。

記

一、この指示の日から三ヶ月以内に、左記商號等の使用を廢止し、現に登記登録のあるものについては、その變更若しくは抹消の申請をなし、且つ、昭和二十六年七月一日から七年間これ

らの使用及び登記登録をしないこと。

(一) 并标

の圖形を含む商標及び會社標章

(二) 字体、形式のいかんを問わず、「住友」という語を含む商標及び會社標章

(三) 「住友」という<sup>文字</sup>商號又は會社の通稱

(四) 圖形又は發音上のいずれであるかを問わず、右の商號等と同一又は類似の商號等(これらを外國語に翻譯したもの)を含む。)

二、登記登録の有無に拘らず現に使用している前項の商號等の使用を廢止するときは、多大の經理上の損失を蒙る會社が、別個の明瞭な商號等を確立するために、それら二つの商號等を併用するときに限り、引き續きこれらを使用することができる。

又、それらの商號等を貼付した商品を販賣するに當り、新しい商號等を貼付することが經濟上實情に則しないときに限り、新しい商號等を併用することなくそのまま使用することができる。

前記の暫定使用期間は、昭和二十六年六月三十日までとする。

以 上

第四十七回委員總會（臨時）日程

東京都千代田區内幸町二丁目一番地

持株會社整理委員會事務所

一、開催の場所

決議事項

(一) 決定指令の件

(二) 承繼會社の件

以 上

決議事項

一 決定指令の件

「三井鎌葉株式會社、三井鎌山株式會社、松竹株式會社及び東寶株式會社に對する過度經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による指令を、それぞれ別紙第一、第二、第三及び第四のように決定すること。」

二 承継會社の件

「昭和二十一年勅令第五百六十七號第一條第六項の規定に基いて、左記七社から提出された承継會社除外申請は、いずれも、これを棄却すること。」

記

朝日生命保険相互會社 中央生命保険相互會社  
光生命保険相互會社 國民生命保険相互會社  
明治生命保険相互會社 日新生命保険相互會社  
東京生命保険相互會社

別紙第一

持株會社整理委員會

昭和二十一年法律第二百七號第三條により

指定された

三菱鐵業株式會社の件

指定者番號

九九

再編成計画に關する決定指合

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三菱鐵業株式會社（以下三菱といふ。）を、過度經濟力の集中として、昭和二十三年一月八日附を以て指定した。

三菱は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三菱は、同法に基いて公示された鐵工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 三菱は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 三菱は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社二社とし、これらの会社間ににおいて兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、残存資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社といふ。）その設立、資産及び負債は左の通りとする。

(1) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業としている本州、九州及び北海道所在の三菱の高島、新入、鞍手、方城、飯塚、上山田、諒田、勝田、大谷、龜山、崎戸、佐佐、油戸、美唄、芦別、茶志内、大夕張その他の石炭礦山（支山を含む。）及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならない。

6. 右の物件は、すべて三菱の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(2) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫及びその他の金屬の採掘並びに製煉を主な事業としている三菱の生野、明延、尾平、梅峰、手稻、新下川、尾去澤、小眞木、荒川、細倉、高取、鷺合森、網取、佐渡、寶、出石、吉岡、淺川、高根、奥山の各鐵山、生野、尾去澤、細倉、直島、大阪の各製煉所及びそれらの附屬施設、超硬質工具、棒、鑄物鋏、鍛及び織條の製造を主な事業としている東京、桶川、新潟の各金屬工業所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければ

ならない。

右の物件は、すべて三菱の整備計画にこれを詳記し且つ評価した上、委員会の承認を受けなければならぬ。

(9)但し、前二號に規定する會社のうちいづれか一は新設されることを必要とする。若しその一が存續する場合においても同社は、新會社に適用されるこの指令の條項に従わなければならない。

6.新會社は、三菱銅業株式會社ならびに商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用しない。新會社は、三菱の後繼者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社といつてはならない。

7.前記指示に基き新會社にその資産を出資又は譲渡した後の殘余の資産は、これを處分しなければならない。

三菱は、その本社事務所設備及び企畫業研究所を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又その他の發存資產の處分についても委員會の事前承認を受けなければならぬ。

8.新會社は、前記の如く三菱より承繼した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承

認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを三菱に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三菱は、第九項に基いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

9.三菱は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三菱及び新會社は、決定整備計畫を行し、且つこれを遵守しなければならない。

10.この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により権限を附與された者は、三菱若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覽し、(2)それらの會社の役員又は從業員に面接し、これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。一、(8)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11.この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先権を主張する債権者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債権の申出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を發行しこれを處分することを新會社に指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對しとの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

別紙第二

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條

により指定された

指定者番號  
一一四

三井鑛山株式會社の件

再編成計畫に關する決定指令

ノ持株會社監理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、

三井鎌山株式會社（以下三井といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三井は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三井は、同法に基いて公示された鎌工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 三井は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 三井は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するため、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資產及び負債の一部を新設會社に譲渡し、殘存資產を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、その他經理的措置をしなければならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社といふ。）、その設立、資產及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘及び運搬並びに鎌山機械の製作及び修理を主な事業としている三池、山野、田川、砂川、芦別、美唄、新美唄の各礦山、三池港務所、三池機械製作所、產業醫學研究所、田川ヒツチ工場及びそれらの附屬施設並びにその他の資產及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、鉛、亜鉛、鐵、金及び他の金屬の採掘及び製煉並びに硫酸の製造を主な事業としている三井の神岡、千露呂、大澤、大弘、阿蘇、串木野の各鎌山、神岡、三池、彦島、日比、竹原の各製煉所、土々呂工場、大崎島石灰石採取場及びそれらの附屬施設並びにその他の資產及び負債を承継しなければなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(6) 但し、前二號に規定する會社のうちいすれか一は新設されることを必要とする。若しその  
一が存續する場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければ  
ならぬ。

6. 新會社は、三井鐵山株式會社といふ商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならぬ。

7. 新會社は、三井の後繼者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社と言つては  
ならない。

8. 前記の指示に基き新會社にその資產を出資又は譲渡した後の殘余の資產は、これを處分しな  
ければならない。

三井は、その本社事務所設備及び目黒砥石工場を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその  
他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又その他の殘存資產の處分についても委員會の事前承認を受けなければならない。

9. 新會社は、前記の如く三井より承繼した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承  
認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券  
を發行し、これを三井に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三井は、第九項に基いて提出した整備計畫に従つて、速かに  
これを處分しなければならない。

10. 三井は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より  
三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可さ  
れた場合には、本件に関する決定指令の一部となる。三井及び新會社は、決定整備計畫を實  
行し、且つこれを遵守しなければならない。

11. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、三  
井若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、  
(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記錄及び書類を閲覽し、(2) それらの會社の  
役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)  
本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

12. この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變  
更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、  
貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

1.2 この件につき、新たに株式を発行しこれを處分することを新會社に指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

別紙第三

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三

條により指定された

松竹株式會社の件

指定者番號 三〇九

再編成計画に關する決定指令

1. 株式会社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、松竹株式會社（以下松竹といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十日附をもつて指定した。

松竹は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に関する正式の出頭届を提出した。松竹は、同法に基いて公示された配給業及びウーピス業等の部門における過度の經濟力の集中に関する基準の適用に関する説明書を提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3. 松竹は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 松竹は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならない。

5. 松竹は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計画書を、委員會に提出しなければならない。

6. この指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を停止する。

6. 本件に関する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に関する正式記録は、監視のため及び本件に関する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的慣行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行う調査又は訴訟行為及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行う審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならない。

7. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者より権限を附與された者は、松竹に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書、その他の記録及び書類を閲覽し、(2)會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。

右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の中出しをした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

又この件につき、關係當事者が、委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申し出ることができるようとするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に対する處置をするため、委員會は、必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

持株會社整理委員會

常務委員 野 田 岩 次 郎

別紙第四

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三  
條により指定された

東寶株式會社の件

指定者番號

三一四

再編成計畫に關する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、東寶株式會社（以下東寶といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十一日附をもつて指定した。

東寶は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。東寶は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3. 東寶は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 東寶は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならない。

5. 委員會は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならない。

6. この指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

#### 停止する。

6. 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記錄は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的慣行又は取引制限の事實をすべて取り除ぐため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行う調査又は訴訟行為及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行う審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならない。

7. この指令の實行を監督するため、委員會又はその後繼者より權限を附與された者は、東寶に對し適當な通告をした上で、(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書、その他の記錄及び書類を開覽し、(2) 會社の役員又は從業員に面接し、これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。(3) この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。

右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員會に對し、  
貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その

債権は、別段の指令により確認される。

9.この件につき、關係當事者が、委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申し出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員會は、必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年八月二十八日

株式會社整理委員會

常務委員 野 田 岩 次 郎

株式會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條により  
指定された

三菱鐵業株式會社の件

指定者番號

九九

再編成計畫に關する指令案

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三菱鐵業株式會社（以下三菱といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年一月八日附を以て指定した。

三菱は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三菱は、同法に基いて公示された鐵工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 三菱は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 三菱は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な狀態において事業を開始するため、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、残存資産を處分し、新設會社の株式を相當て處分し、その他経理的措置をしなければならぬ。

ばならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社といふ。）の設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘を主な事業としている本州、九州及び北海道所在の三菱の高島、新入、鞍手、方城、飯塚、上山田、鈴田、勝田、大谷、龜山、崎戸、佐佐、油戸、美唄、芦別、茶志内、大夕張その他の石炭礦山（支山を含む。）及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて三菱の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫及びその他の金屬の採掘並びに製煉を主な事業としている三菱の生野、明延、尾平、横峰、手稻、新下川、尾去澤、小眞木、荒川、細倉、高取、鶴谷森、綱取、佐渡、寶、出石、吉岡、淺川、高根、奥山の各礦山、生野、尾去澤、細倉、直島、大阪の各製煉所及びこれらの附屬施設、超硬質工具、棒、鑄物鋸、線及び鍼條の製造を主な事業としている東京、横川、新潟の各金屬工業所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければ

ならない。

右の物件は、すべて三菱の整備計画にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(6) 但し、前一號に規定する會社のうちいづれか一は新設されることを必要とする。若しその「が新設されない場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の條項に従わなければならぬ。

6. 新會社は、三菱鎌業株式會社という商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならない。新會社は、三菱の後繼者若しくはこれと關連ある會社又は相互に關連のある會社といつてはならない。

7. 前記指示に基き新會社にその資產を出資又は譲渡した後の殘余の資產は、これを處分しなければならない。

三菱は、その本社事務所設備及び大宮鎌業研究所を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方法で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。又その他の殘存資產の處分についても委員會の事前承認を受けなければならない。

8. 新會社は、前記の如く三菱より承繼した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承

認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券

を發行し、これを三菱に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三菱は、第九項に基いて提出した整備計畫に依つて、速かにこれを處分しなければならない。

9. 三菱は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。三菱及び新會社は、決定整備計畫を實行し、且つこれを遵守しなければならない。

10. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、三菱若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記錄及び書類を開覽し、(2) それらの會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3) 本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

11. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先権を主張する債権者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、用途及び残高を明かにして、その債権の申出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

12. この件につき、新たに株式を發行しこれを處分することを新會社に指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出ができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 塩山忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條  
により指定された

指定者番號 九九

三菱鐵業株式會社

事實の認定

株式會社整理委員會は、三菱礦業株式會社の事業並びに日本の礦業における同社の地位に關し、同社が提出したすべての書類及び資料を審査し且つ獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1. 當社は、日本の礦業において競争を制限し、他のものが單獨にこれに從事する機會を妨げ得る事業規模及び生産能力をもつてゐる。
2. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力は、公共の利益のために排除しなければならない。
3. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす方法は、當社の石炭部門及び金屬部門を分離して獨立の二會社とすることである。  
以下記の經濟、生産その他に關する資料は、この件に關する指令案に關連ある要因の一部である。

#### 5. 事業規模

當社は、昭和二十年勅令第六百五十七號による制限會社、昭和二十一年勅令第二百三十三號による特別會社、昭和二十一年法律第七號（會社經理應急措置法）による特別經理會社、昭和十二年法律第二百七號（過度經濟力集中排除法）による指定企業者である。

當社は、金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫、砒礦の採掘製煉及び石炭の採掘並びに超硬質工具の製作を主たる營業目的としている。

當社は、金屬鑛山二十、石炭礦山十七、製煉所四、電氣製煉所一、金屬工業所三、礦業研究所一、を經營し、昭和二十三年九月末現在において資本金四億七百四十萬圓、總資產八、四九三、八六一千圓、賣上高四、四一九、一六八千圓、從業員六九、六七二名を有する。

#### 6. 企業の歴史

當社の發端は、三菱財閥の祖岩崎彌太郎が明治六年吉岡鑛山、同十四年高島礦山、同十七年小眞木鑛山を買收したのに始り、更に尾去澤鑛山、端島礦山を買收するに及んで今日の基礎を築くに至つた。これら鑛山は、後三菱合資會社の經營に移された。

當社は、大正七年三菱合資會社（後に株式會社三菱本社となつた。）から石炭礦山十四、金屬鑛山十五（内現在休止鑛山五）製煉所三、電氣製煉所一、礦業所一、骸炭製造所一、昭和九年日本タル工業株式會社に譲渡。」を譲り受けて資本金五千万圓を以て創立された。その後事業の擴張に伴い大正九年に資本金を一億圓に増加した。大正十四年から昭和十四年の間に石炭礦山二、金屬鑛山五及び製煉所一を買收したがこの間資本金を二億圓に増加し、更に昭和十五年九州炭礦汽船株式會社を合併して石炭礦山一と石炭輸送用船舶六隻（各百噸

内外を取得すると共に資本金は二億三百七十萬圓となつた。

當社は、戰時中昭和十九年と昭和二十年に政府及び石炭統制會の指示によつて石炭礦山二、金屬工業所一を買收すると共に帝國鑛業開發株式會社に金屬礦山一、採掘、試掘鑛業權の若干を賣却した。

昭和二十年事業減張の目的を以て資本金を四億七百四十萬圓に増加して現在に至つてゐる。

#### △生産能力

當社の主要製品の生産能力は左の通りである。

種別	品目	昭和二十一年		昭和十二年		A-B
		數量	對全國比(A)	數量	對全國比(B)	
金	一六五〇	一一・二%	九三〇	八・二%	一八三・〇%	
銀	九六三・九	一九・三%	四五九七	一九・六%	九六・四%	
銅	四三三	二三・六%	九八六	一九・八%	一一九・一%	
鉛	一五七・一	二八・六%	九三四	六四・八%	一四四・一%	
錫	三二八・一	一三・二%	一四九八	三〇・八%	一四四・九%	
亜	八・九	九・九%	一三三・一	七二・六%	一四六・三%	
鉛						

製 煤	品目	昭和二十一年		昭和十二年		A-B
		數量	對全國比(A)	數量	對全國比(B)	
砒	素	三三	四二・四%	二一	一	
モリブデン	九〇〇	二八・一%	一〇〇	三三・三%	八四・三%	
タンクステン	四〇〇	四三・八%	一四・三	〇九・〇%	五四・一%	
超硬質工具	二三八千圓	一一・三%				
石	炭	二六四七〇	二一・八%	四八四八〇	一一・八%	九一・一%
電	氣	金	六〇〇	九・九%	四〇〇	九・〇%
電	氣	銅	一〇〇	三・〇%	五〇〇	一・〇%
電	氣	鉛	一〇〇	一・〇%	一〇〇	一・〇%
電	氣	錫	一〇〇	一・〇%	一〇〇	一・〇%
電	氣	酸	一〇〇	一〇・〇%	一〇〇	一〇・〇%

註 採掘能力は一年間月平均生産實績による、製煉能力は設備能力による。

8. 持株會社としての活動

當社は、塊薦部門を有する持株會社である。

當社は、内地六十八社、外地八社の株式を保有していた。このうち當社が總株式の一〇%以上を所有していた會社は内地十七社、外地四社である。

これらの會社のうち主なものは左の通りである。

(1) 當初當社のある事業部門の分離獨立により新會社が設立された際その株式の全部又は一部を受けたもの

會社名	資本金	持株率	事業
釧路埠頭倉庫株式會社	八〇〇〇千圓	一〇〇%	倉庫業、荷役業
雄別炭礦鐵道株式會社	一〇〇〇〇	一〇〇%	石炭礦業、輸送業
南樺太炭礦鐵道株式會社	一〇〇〇〇	一〇〇%	輸送業

(2) 關連事業開始のため新會社を設立しその株式を受けたもの

會社名	資本金	持株率	事業
岩手鐵山機械株式會社	六八〇〇千圓	一一%	鐵山機械製作

(3) 通事業との密接な連携を保つため既設會社の株式を取得したもの

會社名	資本金	持株率	事業
美唄鐵道株式會社	一八〇〇千圓	一〇〇%	鐵道業
小樽石炭輸送株式會社	三〇〇	五〇%	輸送業
栗原鐵道株式會社	一〇〇〇	六三%	
堺化學工業株式會社	二二五〇	五一%	塗料製造業
古河電氣工業株式會社	一〇〇〇〇〇	一〇・二%	金屬加工、金屬製煉
炭礦用品株式會社	一二〇	三三・三%	炭礦用資材販賣業
長崎鐵索株式會社	八〇〇〇	二五%	石炭礦業
茂山鐵礦開發株式會社	二五〇〇〇千圓	五〇%	鐵礦石採掘業
北樺太鐵業株式會社	一〇〇〇〇	一〇%	石炭礦業

(4) 外地の開發のため設立された會社の株式を受けたもの

昭徳鋳業株式會社 大二〇〇千圓 六〇% 金、銅採掘業  
 朝鮮無煙炭株式會社 五〇〇〇〇 十一% 石炭礦業

(5) 其他

會社名	資本金	持株率	事業
丸子鋼材工業株式會社	五〇〇〇千圓	五五三%	製鋼及加工業
日本アルミニューム工業株式會社	六〇〇〇	二一、四%	アルミニューム及輕合金加工業
日本アルミニューム株式會社	一四〇〇〇	一八一%	アルミニナ、アルミニューム 製造業
三菱石油株式會社	二〇〇〇〇	一五%	石油鑛業
三菱化成工業株式會社	一一〇七九〇	一三%	化學工業

(6) 統制會社又は國策會社の設立に際し、株式を割當てられたもの

後記参照

事業場とその地理的位置

當社は、左の事業場を有している。

金銅鑛山	八（東北四、中部一、北海道一、關東一）
銀銅鑛山	三（東北一、近畿一、中國一）
鉛、亜鉛鑛山	一（東北二）
硫化鑛山	五（關東一、北海道一、四國二、九州二）
銅鐵鑛山	一（九州二）
タンクステン鑛山	一（關東二）
製煉所	一（近畿二）
電氣製煉所	一（近畿二）

金屬工業所、三（關東二、中部一）

石炭礦山

一七（九州十二、東北一、北海道四）

當社の金屬礦山は本州、東北地方の細倉、尾去澤の兩礦山を主力としている。石炭礦山は、北海道地區と九州地區に分かれている。

#### 10. 事業の關連性

當社の各金屬礦山と製煉所との間及び直島と大阪の兩製煉所との間には垂直的結合關係が存する。即ち直島製煉所には當社各礦山產出の礦石及び、尾去澤、細倉兩製煉所の半製品が送られる。生野、明延兩礦山から產出する複雜硫化礦石を完全處理できるのは日本において直島製煉所のみである。

大阪製煉所は直島製煉所の粗銅の電氣製煉を行うと共に生野製煉所で製煉した粗錫の電氣製煉をし細倉礦山產出金銀地金の處理をしている。

鑛業研究所は當社の採礦、採炭關係一般及び金屬加工部門の冶金に關する研究に從事している。

各金屬工業所は金屬礦山と若干垂直的結合關係にある。

當社の石炭部門と金屬部門とは事業上の關連性は少い。

#### 11. 原料の支配

當社は、鑛業會社として基礎原料を生産しているが、その採掘に必要な礦山機械類は、主として同系の三菱電機株式會社及び三菱重工業株式會社（四〇%）から供給されている。

自山礦石及び他社からの銅滓（自給率六二%）は當社に於て製煉及び電煉されている。

當社の電氣銅は、住友電氣工業株式會社に一七・五%，古河電氣工業株式會社に一三・三%，

その他の電線製造業者等に賣渡される。金、銀は大体銅の製煉に附隨して生産される。

金屬工業所が必要とする超硬質工具の原料礦石は殆んど社内礦石に依存している。

石炭は對全國比一十一・八%で子會社の出炭高と合計すると對全國比は一三・九%である。

#### 12. 制限的取極め及び統制團體への參加

當社は左の統制團體に參加していた。

大正十年十月 石炭鑛業連合會（石炭の自主的生產統制機關）

昭和七年十一月 昭和石炭株式會社

(石炭の自主的販賣統制會社)

十三年二月 日本銅統制組合

(銅、鉛、錫等配給統制規則に基く政府の指導による銅の配給統制機關)

十三年十二月 錫統制組合 (銅、鉛、錫等配給統制規則に基く政府の指導による錫の配給統制機關)

十五年十月 日本金屬鑛業連合會 (政府の指導による金屬鑛山の自主的生産統制機關)

十五年十月 日本石炭株式會社 (法令による石炭販賣統制會社)

十六年十一月 石炭統制會 (法令による石炭生産配給統制機關)

十六年十二月 鑛山統制會 (法令による金屬鑛山生産配給統制機關)

十七年二月 日本金屬配給統制株式會社 (法令による金屬販賣統制會社)

當社は、左の統制會社等の株式を保有していた。

帝國石油株式會社、帝國鑛業開發株式會社、帝國燃料興業株式會社、日本金屬株式會社、

日本石炭株式會社、日本硫硝酸株式會社、日本發送電株式會社、日本木材株式會社、その

他各地方木材株式會社、北海道開發株式會社、東北配電株式會社

### 附 記

嘗つて當社は三菱財團の直系會社として株式會社三菱本社と資本的連繫をもつており同社は

當社の株式四二・六%を所有していた。右の外三菱財團の會社及び岩崎一族の所有していたものはそれぞれ〇・四%、〇・五%であった。

當社は、事業上の資金は主として三三菱銀行から調達し、鑛山機械は三菱電機株式會社及び三菱重工業株式會社 (四〇%) その他の會社より購入し、その石炭は國家によつて配給統制されるまでは三菱商事株式會社に委託販賣していた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

株式会社整理委員會

昭和二十一年法律第二百七號第三條  
により指定された

指定者番號

一〇四

三井鎌山株式會社の件

再編成計畫に關する指令案

ノ持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、三井鑛山株式會社（以下三井という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月八日附を以て指定した。

三井は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。三井は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 三井は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

各三井は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業を開始するため、獨立した分離會社二社とし、これらの會社間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に譲渡し、残存資産を成分し、新設會社の株式を割當て配分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

5. 獨立した分離會社（以下新會社といふ。）の設立、資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、石炭の採掘及び運搬並びに鑛山機械の製作及び修理を主な事業としている三池・山野・田川・砂川、芦別、美唄、新美唄の各礦山、三池港務所、三池機械製作所、產業醫學研究所、田川ビツチ工場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會が承認した商號を以て設立され、鉛、亜鉛、銻、金及び其の他の金属の採掘及び製煉並びに硫酸の製造を主な事業としている三井の神岡、千露呂、大澤、大弘、阿蘇、串木野の各礦山、神岡、三池、彦島、日比、竹原の各製煉所、土々呂工場、大崎島石灰石採取場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければなければならない。

右の物件は、すべて三井の整備計畫にこれを詳記し且つ評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(6) 但し、前二端に規定する會社のうちいづれか一は新設されることを必要とする。若しこの一が新設されない場合においても、同社は、新會社に適用されるこの指令の各條項に従わなければならない。

6. 新會社は、三井鎌山株式會社といふ商號及び社名を使用せず、且つ將來も使用してはならない。

7. 新會社は、三井の後繼者若しくはこれと關係ある會社又は相互に關係のある會社と言つてはならない。

8. 前記の指示に基き新會社にその資產を出資又は譲渡した後の殘余の資產は、これを處分しなければならない。

9. 三井は、その本社事務所設備及び目黒砥石工場を實際的且つ公正に新會社に割當て又はその他の方で處分するための計畫を速かに委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又その他の殘存資產の處分についても委員會の事前承認を受けなければならない。

10. 新會社は、前記の如く三井より承認した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを三井に交付しなければならない。

右の株式又は證券については、三井は、第九項に基いて提出した整備計畫に従つて、速かにこれを處分しなければならない。

11. 三井は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に関する決定指令の一部となる。三井及び新會社は、決定整備計畫を行し、且つこれを遵守しなければならない。

12. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、三井若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通知をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記錄及び書類を開覽し、(2)それらの會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

13. この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の

指令により確認される。

1.2 この件につき、新たに株式を発行しこれを處分することを新会社に指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出することができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に対する處置をなすため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會  
委員長 笠山忠夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條  
により指定された

指定者番號 一〇四

三井鑛山株式會社の件

事實の認定

株會社整理委員會は、三井鎌山株式會社の事業並びに日本の鎌業における同社の地位に關し、同社が提出したすべての書類及び資料を審査し且つ獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1.當社は、日本の鎌業において競争を制限し、他のものが單獨にこれに從事する機會を妨げ得る事業規模及び生産能力をもつてゐる。

2.右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力は、公共の利益のために排除しなければならない。

3.右の如き競争の制限及び機會の妨害をなす能力を排除するために最もよい方法は、當社の石炭部門及び金屬部門を分離して獨立の二會社とすることである。

以下記の經濟、生産その他に關する資料は、この件に關する指令案に關連ある要因の一部である。

#### 5. 事業規模

當社は、昭和二十年勅令第六百五十七號に基く制限會社、昭和二十一年勅令第二百三十三號に基く特殊會社、昭和二十一年法律第七號（會社整理應急措置法）に基く特別整理會社並びに昭和二十二年法律第二百七號に基く指定企業者である。

當社は、資本金四億圓、總資產百二十億七千三百六十八萬圓、總資本高五十五億九千三十五萬圓、從業員八萬三千八百七十名を有する。（昭和二十三年九月末現在）  
當社は、石炭、亞鉛、銅において第一位の生産者であり、この外粗銅、電氣銅及び金を生産する。

#### 6. 企業の歴史

三井家が鎌業に着手したのは、明治七年神岡の銅、亞鉛鎌山を買收したこと始まる。同山は、日本における最古の鎌山であつて、西暦七百十七年以來稼行しており、最初は金山であつた。その後三井家は、明治二十一年三池炭礦を日本政府より拂下げを受けた。同炭礦は、日本における最古の炭礦であつて、徳川幕府の頃から稼行している。明治二十五年三井家は、三井鎌山合名會社を資本金二百萬圓を以て設立し、同社は、明治四十四年資本金二千萬圓を以て現在の社名における株式會社となつた。當社は、その後左の通り數次の増資を行い、現在に至つてゐる。

大正七年	資本金五千萬圓に増資 （事業設備擴張）
大正九年	資本金一億圓に増資 （事業設備擴張）
昭和三年	資本金二億圓に増資 （事業設備擴張及び借入金返済）

昭和十九年

資本金四億圓に増資

(事業設備擴張及び借入金返済)

當社は、大正三年化學事業を開始して三池染料工業所を設立したが、昭和十六年三井化學工業株式會社の設立に伴い化學部門を移譲した。大正八年登川炭礦を北海道炭礦汽船株式會社に譲渡した。當社は、昭和十一年彦島製煉所を買収し、昭和十五年日本政府の要望により銅山として大澤鐵山を買収したが、現在は設備一切を他に轉用又は賣却して廢山となつてゐる。昭和十六年新美唄炭礦を買収し、昭和十八年日本政府の要望によりニッケル、コバルト製煉の目的を以て日比製煉所を、銅及び銅合金層の電解を目的として竹原製煉所を夫々昭和鐵業株式會社より買収し、同時に鬱陵金山を帝國鐵業開發株式會社に譲渡した。昭和十九年には砥川炭礦を買収し、同時に日本政府の要望によりコバルト製煉の目的を以て、中島製煉株式會社より土呂工場を買収したが、操業に至らぬで終盤となり、現在は事業を中止している。

#### 2. 生産能力

當社の主要製品の生産能力の對全國比は、次の通りである。

品目	昭和二十二年	昭和十二年
	月產能力	對全國比
石炭	三七二八一屯	一六・四%
鉛粗鐵	一九六	四〇・八
亜鉛粗鐵	一、三〇九	五二・六
電氣鉛	一、三五〇	三七・〇
蒸溜亜鉛	二四〇〇	四一・七
硫酸亜鉛	一一〇〇	一〇〇
粗電氣	五〇〇	四一・七
銅石	七〇〇	六・六
低	五一	一五
		二・二

品目	昭和二十二年	昭和十二年
	月產能力	對全國比
鉛粗鐵	一九六	二五〇
亜鉛粗鐵	一、三〇九	一・二四三
電氣鉛	一、三五〇	四二・一
蒸溜亜鉛	二四〇〇	七五〇
硫酸亜鉛	一一〇〇	五〇〇
粗電氣	五〇〇	二〇・八
銅石	七〇〇	一〇〇
低	五一	一
		一
		二・二

(註) イ、石炭、鉛粗鐵、亜鉛粗鐵は實績、他は設備能力による。

ロ、電氣亜鉛、蒸溜亜鉛を合計すると二十二年度對全國比は六七・五%となる。

#### 3. 持株會社としての活動

當社は、現業部門を有する持株會社であり、四十二の内地會社及び二十三の外地會社の株式を所有した。そのうち持株率一〇%以上のものは、内地會社十五社、外地會社十一社である。

その主要なものは、左の通りである。

(1)當社の事業の一部を譲渡して、その株式を取得したもの

會社名 資本金 持株率 事業目的

三井化學工業株式會社 一二一、五〇〇、〇〇〇圓 五九・三% 化學藥品及び染料の製造

北海道炭礦汽船株式會社 一四五〇〇〇〇〇〇圓 一〇・三% 石炭採掘

(2)開運事業開始のため新會社を設立し、その株式を取得したもの

鎌石鐵山株式會社 一〇〇〇〇〇〇〇圓 一〇〇% マンガン採掘

太平洋炭礦株式會社 一六〇〇〇〇〇〇圓 四〇% 石炭採掘

松島炭礦株式會社 二八〇〇〇〇〇〇圓 四八・九% 石炭採掘

山門炭礦株式會社 七五〇〇〇〇〇〇圓 七六・七% 石炭採掘

三鶴坑木株式會社 三〇〇〇〇〇〇〇圓 一〇〇% 坑木製造

北海道硫黃株式會社 三〇〇〇〇〇〇〇圓 九一% 硫黃採掘

日本亞鉛鐵業株式會社 三〇〇〇〇〇〇〇圓 一〇〇% 鉛、亜鉛採掘

(3)関連事業との密接な連携を保つため、既設會社の株式を取得したもの

會社名 資本金 持株率 事業目的

株式會社夕張製作所 一五〇〇〇〇〇〇圓 一〇% 機械製作及び修理

北海道石炭荷役株式會社 一〇〇〇〇〇〇〇圓 二〇% 石炭荷役

西日本窯業株式會社 一八〇〇〇〇〇〇圓 一六・七% 煉瓦製造

大阪銅澤株式會社 一五〇〇〇〇〇〇圓 五三・三% 屑銅回収

(4)外地開發事業を目的とする會社の株式を取得したもの

會社名 資本金 持株率 事業目的

三成鐵業株式會社 五〇九八〇〇〇〇圓 九九・八% 亜鉛、黒鉛採掘

基隆炭礦株式會社 セ〇〇〇〇〇〇〇圓 三一・一% 石炭採掘

三寶鐵業株式會社 一〇〇〇〇〇〇〇圓 九四% 雲母採掘

東亞鐵山株式會社 五〇〇〇〇〇〇〇圓 八八% 雲母採掘

福島鐵業株式會社 三五〇〇〇〇〇〇圓 二八・六% 鉛、亜鉛採掘

天寶山鐵業株式會社 一〇〇〇〇〇〇〇〇圓 四〇・九% ホーキサイト採掘

三井輕金屬株式會社 四五〇〇〇〇〇〇〇圓 三六・二% アルミニウム製錬

淮南煤礦股份有限公司 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇圓 一一・四% 人造石油製造

中興炭礦株式會社 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇圓 五〇% 石炭採掘

(5) 統制會社又は國策會社の設立に際し、株式を割當てられたもの（後記参照）

9. 事業場とその地理的位置

當社は、次の如き事業場を有つてゐる。

石炭礦山	七（九州三、北海道四）
鉛、亜鉛鑛山	一（本州）
鉛、亜鉛製煉及電煉所	一（本州）
亜鉛電煉所	一（九州）
亜鉛製煉所	一（本州）
銅電煉所	一（本州）
砥石工場	一（東京）
機械製作所	一（九州）
港務所	一（九州）
ピッヂ工場	一（九州）

金  
鐵  
山  
一（九州）

石灰石採取場  
一（本州）

産業醫學研究所  
一（九州）

この外當社は、一のクローム鑛山、二の銅山を有してゐるが、現在は閉鎖してゐる。

當社の金屬部門は、神岡（本州）を中心としている。石炭部門は北海道地區と九州地區に分かれ、その主力である三池炭礦は、九州の大牟田市にあり、この市における三井關係事業の起源であつた。電煉所、機械製作所及び港務所も大牟田市にある。後に三井化學工業株式會社及び東洋高壓工業株式會社は、當社の援助を受けて大牟田市に主要工場を設立した。

10. 事業の關連性

各鑛山は水平的結合關係にある。三池製作所は、その能力の大部分を以て、當社三池炭礦の炭礦機械を修理している。神岡鑛山の鉛鑛石は、神岡製煉所において電煉され、亜鉛鑛石は、神岡、三池の各製煉所において蒸溜製煉又は電煉される。日比、竹原兩製煉所は、社外から買鑛した銅鑛石を製煉及び電煉している。產業醫學研究所は、鑛夫の福利問題即ち、疲勞、食糧、換氣及び鑛夫の能率に影響を及ぼす諸問題を研究し、その結果を日本の産業界に公開している。

砥石工場は、他の事業とは関連がない。

當社の石炭部門と金属部門とは事業上の関連性は少い。

#### 11. 原料の支配

當社は、鎌山會社として基礎的原料を生産している。その採掘に通常必要な鎌山機械の製作修理は、當社の三池製作所がしているが、主要機械は東京芝浦電氣株式會社、株式會社日立製作所より供給されている。當社の石炭の生産は、全國第一位（對全國比一六・四%）で、その子會社の石炭生産高を合算すると對全國比二六・八%に及ぶ。鉛及び亜鉛の生産も第一位である。

#### 12. 制限的取締め及び統制團体の參加

當社は、次の如き統制團體に參加した。

參 加 年 月	團 体 名	備 考
大正十年十月	石炭鑄業連合會	自主的石炭生產統制機關
昭和七年十一月	昭和石炭株式會社	自主的石炭販賣統制機關
昭和十三年十二月	鉛、亜鉛、アンモニウム統制組合	鉛、亜鉛等配給統制規則に基く政府の指導による配給統制機關
昭和十五年十月	日本石炭株式會社	法規による販賣統制會社

昭和十五年十月 日本金屬鑄業連合會 政府の指導に基く自主的生產統制機關  
昭和十六年十一月 石炭統制會 法規による生產配給統制機關  
昭和十六年十一月 鎌山統制會 法規による生產配給統制機關  
昭和十七年二月 朱金屬鉱業統制株式會社 法規による販賣統制會社  
又次の如き統制會社及び國策會社の株主であつた。

#### 内 地 會 社

- セメント販賣株式會社
- 日本木材株式會社
- 日本タル製品株式會社
- 日本硫硝酸株式會社
- 爐材統制株式會社
- 帝國石油株式會社
- 帝國礦業開發株式會社
- 北海道地方木材株式會社

關門港運株式會社  
岐阜縣地方木材株式會社  
日本發送電株式會社  
日本化學工業製品新創株式會社  
外 地 會 社

南洋拓殖株式會社

華北石炭販賣股份有限公司

樺太人造石油株式會社

樺太石炭株式會社

北支那開發株式會社

中支那振興株式會社

機太開發株式會社

朝鮮鐵業振興株式會社

八財 關係

當社は、三井系の最も大きい資本を有する現業會社であり、三井全機構の中核の一である。終戦までは三井家族が常に當社の役員の地位にあつた。當社の總株數（八百萬株）のうち、三井本社は五九・八%，三井系他會社は四%，三井家族は二・四%の株式を所有していた。

當社の役員又は從業員は、その直系子會社の役員に派遣され、その經營に參與した。當社の事業上の資金は、殆どすべて三井系の帝國銀行に仰いでいた。又當社の石炭、その他の製品の販賣は、三井物産株式會社を通じて行われ、昭和十八年日本石炭株式會社が一手販賣を行うようになるまで續いた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 箕山忠夫

再編成計画に關する指令案

松竹株式會社の件	昭和二十二年法律第二百七號第三條 により指定された
指定者番號	三〇九

持株會社整理委員會

1. 株式会社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、松竹株式會社（以下松竹といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年一月二十一日附をもつて指定した。

松竹は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。松竹は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3. 松竹は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 松竹は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならない。

松竹は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならない。

5. 決定指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

6. 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が達成された場合には、本件に關する正式記録は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的實行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢舉總長の行う調査又は訴訟行為及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十四年法律第五十四號に基いて行う審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならない。

7. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者より權限を附與された者は、松竹に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書、その他の記錄及び書類を閲覽し、(2)會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。

右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員會に對し、貸付金額、貸付日、用途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

3.この件につき、關係當事者が、委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申し出しができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員會は、必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長　　管　山　忠　夫

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條

により指定された

指定者番號　三〇九

松竹株式會社の件

事　實　の　認　定

持株會社整理委員會は、松竹株式會社（以下松竹といふ。）の事業並びに日本映畫演劇事業における地位に關して松竹が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果下記の事項を認定する。

1. 松竹は、日本の映畫の製作、配給、興行及び演劇において、高比率の能力を持つており、且つ、事業上關係のある數社の子會社を支配することによつて、競争を制限し、他のものが單獨にこれに從事することを妨げることができる。

2. 右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公共の利益のために、これを排除しなければならない。

3. 松竹の所有する他社の株式をすべて處分することによつて、右の競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力を排除することができる。

以下記の經濟、その他に關する資料は、この件に関する指令案に關聯のある要因の一部である。

#### 5. 會社の沿革

A、松竹は、映畫の製作、配給、興行及び演劇の興行をすることを主な業務とし、二の撮影所、三五の映畫館を所有し、その所有館を含めて七四の映畫館を經營する外、七の劇場を

を所有し、その劇場を含めて九の劇場を經營し、四、三九二名の従業員を使用しており、總資産は六〇一、〇三六千圓であつて、一〇の他社の株式を所有している。公稱資本金は二四〇、〇〇〇千圓であるが、これは指定後一六〇、〇〇〇千圓を増資した結果である。

#### B、合併事情

松竹は、大正九年松竹キネマ株式會社として設立されたものであるが、現在の企業規模になつたのは昭和十二年姉妹會社であつた松竹興行株式會社の吸收合併によるものである。松竹の詳細なる沿革は次の通りである。

#### 松竹キネマ株式會社の沿革

當社は個人經營であつた元松竹合名社キネマ部を母体として出發し、大正九年十一月映畫の製作、配給、興行を目的として資本金五、〇〇〇千圓をもつて設立し、漸次各地に映畫館を新設する外、大正十五年以降、ルナバーグ株式會社、常盤興行株式會社、株式會社邦樂座聚樂館株式會社を吸収合併し、昭和十二年には公稱資本金一八、一八三千圓、その運營する施設は撮影所二、直營興行場三〇に及んだ。

#### 松竹興行株式會社の沿革

當社は松竹土地建物興業株式會社が松竹興業株式會社外三社を合併して松竹興行株式會社と改稱したものであつて、その経緯は次の通りである。

即ち松竹合名會社は明治三十三年大谷、白井兄弟によつて京都歌舞伎座を經營したのに始まり、大正九年そのキネマ部をもつて前記松竹キネマ株式會社を設立したが、その後猶引續き劇場の經營を行つてゐた。而るに昭和三年その關東地區の事業をもつて資本金七、〇〇千圓の松竹興業株式會社を、又昭和四年には關西地區の事業をもつて資本金二〇、〇〇千圓の松竹土地建物興業株式會社を設立し、昭和六年には前者は五劇場、後者は十五劇場を經營していた。

昭和六年七月松竹土地建物興業株式會社は前記松竹興業株式會社及び松竹興業株式會社が賃借經營していた劇場の所有者である株式會社新富座、明治座株式會社、歌舞伎座株式會社の三社を吸收合併して松竹興行株式會社と改稱した。更に松竹興行株式會社は、昭和八年に株式會社新歌舞伎座を吸收合併し、昭和十二年には公稱資本金三〇、七四八千圓、一〇の劇場を經營していた。

#### 二社の合併（昭和十二年）

昭和十二年四月松竹キネマ株式會社は松竹興行株式會社を吸收合併し、資本金を三七、四〇一千圓に増加、且つ、松竹株式會社と商號を變更し、更に昭和十六年には松竹映畫都市株式會社を合併して、資本金を三七、九五二千圓に増加した。

株式會社は昭和十七年、當時の映畫事業統制の趣旨に基き、その配給業務を祖國法人松竹株式會社に譲渡したので、以後その業務は製作、興業の二部門に限られたが、終戦に伴う映畫配給社の解散により、配給業務を復活し今日に及んだ。なおこの間昭和二十一年五月に資本金を八〇、〇〇〇千圓に増加した。

#### 6. 事業概況

##### A、映畫製作能力、映畫配給實績及び映畫演劇興行能力

松竹は、昭和二十三年二月二十二日現在において次の對全國比率に當る能力及び實績を持つてゐる。

映 畫 製 作	二六・五%
映 畫 配 給	二七・五% (直營館分を含む)

映 畫 船 行	三・〇%
---------	------

演劇興行 一・一%

右松竹の能力及び實績について有力競争會社に對する松竹現在の地位を對全國比率をもつて示せば次表の通りである。

部門	會社名	對全國比率	備考
映畫製作	松竹株式會社	二六・五%	
映畫配給	(株)新東寶映畫製作所	二五・三%	
映畫製作	東寶株式會社	二五・二%	
映畫配給	大映株式會社	二六・五%	
映畫配給	東横映畫株式會社	二四・六%	直營館分を含む
映畫興行	セントラル映畫配給社	二三・一%	右何れも推定

演劇興行	松竹株式會社	三・〇%	
	東寶株式會社	二・七%	
	日活株式會社	一・四%	(館數比)
	松竹株式會社	一・一%	(收容數比)
	東寶株式會社	〇・五%	(收容數比)

松竹、東寶の映畫館及び劇場の館數比、收容人員數比については右の通りであるが、いずれも大都市にあり設備は完備しており、優秀且つ著名なものである。殊に劇場においては一流の優秀劇場は殆んど兩社のいずれかに屬している。

松竹は關西歌舞伎、曾我廻家五郎劇團、文樂、松竹歌劇團を専屬劇團とする外、吉右衛門劇團等の各歌舞伎劇團を準専屬的地位に置き、殆んど専屬劇團と繋りなく取り扱っている。

B、映畫製作能力、配給實績及び映畫演劇興行能力の比較（昭和十六年對昭和二十三年）

部門	昭和二十三年の能力又は實績	昭和十六年の能力又は實績	備考
映畫製作	二六・五%	一六・二%	
映畫配給	二七・五%（推定）	三一・一%（推定）	直營館分を含む

映畫製作

映畫配給

映畫配給

映畫配給

映　　齋　興　行　　三・〇名　　五・一名  
演　　劇　興　行　　一・一名

不　明

### 2.他の企業の支配

松竹は、六八の國內會社の株式を所有していたが、そのうち主なものは次の通りである。

會　社　名	資　本　金	持　株　數	持　株　率
淺草土地興業株式會社	一、五〇〇千圓	三九、六八〇	五二%（處分済）
岐阜土地興業株式會社	四六二千圓	六、〇〇〇	六四%（一・八）
株式會社札幌松竹座	三〇〇千圓	七、五一〇	五〇%（一・〇）

右の外映齋演劇の興行を目的とする會社は三六社に及んでいた。

### 3.施設の所在地

撮　　影　所　　二

映　　齋　館　　三五（内　被　接　收　一）（外　に　賃　借　又　は　共　同　經　營　館　四二）

演　　劇　場　　七

（外　に　賃　借　劇　場　二）

右の地域別所在は次の通りである。

地　域　別	撮　影　所	映　　齋　所	演　　劇　場
關　　東　　（含東北）	一	一八（接　收　一）（賃　貸　二）	一八
關　　西　　（含中國四國）	一	一四（接　收　一）（賃　貸　二）	一一
中　　部	二	一	五
九　　州	一	一	四
北　　海　　道	三五	九〇〇	九
計	二〇〇〇	四二	四二

### 4.經營の相互關係

松竹の製作、配給及び興行各部門の結合は、永年の事實上の相互關係の上に實現され一企業體を形成したものであつて、現在においても、それぞれ獨立の企業として運営されているものではない。即ち松竹の撮影所における製作映齋は、すべて直結せる配給網を通じて全國的に商品化されているし、直營館は右の配給網より配給をうけて上映している。

演劇興行は映齋興行と經營形態近似し、併用乃至兼用されることが多く、國際劇場、淺草松

竹座、新宿松竹映画劇場、文楽座、角座、神戸松竹劇場等主要劇場は共通の上映及び上演導  
造を有している。そしてこの部門の經營は他社の場合と同様殆んど各決算期缺損である。

10. 獨占的慣行又は取引制限の事實

松竹は、昭和二十年他社と二本建興行禁止の取極めを行つたが、昨年一月獨占禁止法の廢止  
命令によりこれを停止した。

更に松竹は一部契約館との間に、プロツク・ブッキング契約又はそれと同様の効果を有する  
取極め乃至慣行を行つて居り、この點に就いては、昭和二十四年七月十六日附を以つて獨占  
禁止法の規定により公正取引委員會が審判開始の通告を發して居る。

11. 統制會への參加

戰時中松竹の配給部門は、統一機關である社團法人映畫配給社に併合され、松竹の幹部の一  
部がその統合機關の幹部となつた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笠山忠夫

持株會社整理委員會

会員

昭和二十二年法律第二百七號第三條  
により指定された

指定者番號 三一四

東寶株式會社の件

再編成計画に関する指令案

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、東寶株式會社（以下東寶といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十日附をもつて指定した。

東寶は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。東寶は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し指令する。

3. 東寶は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 東寶は、同社が直接又は間接に所有する他社の株式をすべて處分しなければならない。

東寶は、決定指令の日から三十日以内に、右株式處分計畫書を、委員會に提出しなければならない。

5. 決定指令の日から、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第七條及び第八條の規定の適用を

停止する。

6. 本件に關する決定指令の實行が完了し、且つ、昭和二十二年法律第二百七號に基く手續規則第五十一條の規定による手續終結指令が通達された場合には、本件に關する正式記錄は、監視のため及び本件に關する事實の認定に記載され又は指摘された獨占的實行又は取引制限の事實をすべて取り除くため、公正取引委員會に移管するものとする。この指令は、公正取引委員會又は檢事總長の行う調査又は訴訟行為及び同委員會又は東京高等裁判所が昭和二十二年法律第五十四號に基いて行う審決、判決又はその他の決定を妨げるものではない。

更にこの指令は、同法又は同法に基く命令の手續規定によつてなされる抗辯又は反證となるものと解してはならない。

7. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者より権限を附與された者は、東寶に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、營狀、覺書、その他の記録及び書類を閲覧し、(2)會社の役員又は從業員に面接し、これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。(1)、(2)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができるものとする。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による、指定の日から決定指令の日

の間に生じた、事業上の貸付金の債権者の優先権を変更するものではない。

右の優先権を主張するすべての債権者が、決定指令の日から十五日以内に、委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明らかにして、その債権の申し出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

又この件につき、關係當事者が、委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申し出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に対する處置をするため、委員會は、必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

昭和二十二年法律第二百七號第三

條により指定された

指定者番號 三一四

東寶株式會社の件

事實の認定

持株會社整理委員會は、東寶株式會社（以下東寶といふ。）の事業並びに日本の映畫演劇事業における地位に關して東寶が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果下記の事項を認定する。

1. 東寶は、日本の映畫の製作、配給、興行及び演劇興行において高比率の能力を持つており、且つ、事業上關係のある數社の仔會社を支配することによつて、競争を制限し、他のものが單獨にこれに從事することを妨げることができる。

2. 右の如き競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公衆の利益のために、これを排除しなければならない。

3. 東寶の所有する他社の株式をすべて歸分することによつて、右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力を排除することができる。

名下記の経済、その他に關する資料は、この件に關する指令案に關係のある要因の一端である。

#### A、東寶の沿革

A、東寶は映畫の製作、配給、興行及び演劇の興行をすることを主な業務として、一の撮影所、一七の映畫館を所有し、その所有館を含めて六二の映畫館を經營する外、六の劇場を

所有し、その四を運営し、三九七九名の従業員を使用し、總資本七三七四一五千圓を持つてゐる。公稱資本金は、一二〇〇〇〇千圓であるが、これは指定後に八〇〇〇千圓を増資した結果であり、更に、現在三六〇〇〇千圓に増資すべく手續中である。

#### B、合併・事情

東寶は、昭和七年株式會社東京寶塚劇場として設立されたものであるが、現在の企業規模になつたのは、昭和十八年姉妹會社である東寶映畫株式會社の吸收合併によるものである。東寶の詳細な沿革は次の通りである。

#### 株式會社東京寶塚劇場の沿革

當社は、演劇、映畫の興行を目的として、昭和七年資本金一、七〇〇千圓をもつて設立され、漸次各主要都市に劇場、映畫館を新設する外、昭和十年以降、日本映畫劇場株式會社、株式會社東横映畫劇場、帝國劇場株式會社を吸収合併して、昭和十八年には公稱資本金六、九二〇千圓、その經營に係る劇場、映畫館は四〇館に及んだ。

#### 東寶映畫株式會社の沿革

當社は株式會社寫眞化學研究所、株式會社P.O.L.映畫製作所、株式會社J.O.G.（略）

子及び東寶映画配給株式会社を合併するため、昭和十二年資本金一、〇〇〇千圓をもつて設立し、その合併によつて資本金五〇〇千圓となり、その業務を引きぐと共に、映画の製作、配給、興行の一貫經營を行つた。

株式會社寫眞化學研究所は、昭和七年設立され、映画フィルムの化學的研究及び現像、錄音等の請負、スタヂオの貯賃を目的とし、昭和八年に設立されたP・O・L映画製作所は、このスタヂオを貯借し、發聲映画を製作していた。又J・O・ムクスは、同年京都においてトトロード映画の製作を開始した。當時これら二つの撮影所の作品は、自主配給を通じていずれも株式會社東京寶塚劇場の運營館で上映されていたのであるが、昭和十一年右の三社が共同出資を行い、東寶映画配給株式會社を設立して、兩製作會社の配給部を吸収し、且つ、興行にも着手したのである。

東寶映画株式會社は、昭和十六年南旺映画株式會社、東京發聲映画株式會社を合併すると共に、配給業務を當時の映画事業統制の趣旨に基き社團法人映画配給社に譲渡したので、その業務は製作、興行の二部門に限られ、昭和十八年には撮影所一、直營館九一を運營した。

## 二 社 の 合 併 (昭和十八年)

昭和十八年株式會社東京寶塚劇場は、東寶映画株式會社を吸収合併し、資本金を一一、四二〇千圓に増資し、且つ、東寶株式會社と商號を變更し、昭和二十年には株式會社梅田映畫劇場及び株式會社南街映畫劇場を合併して、資本金を一八、九二〇千圓に増加し、終戦に伴い映画配給社の解散により配給業務を復活し、昭和二十二年には内部事情を原因として撮影所の一部を分離独立せしめ、株式會社東寶映画製作所を設立し、更に、昭和二十三年十一月自主製作を中止して撮影所を貸スタヂオとして運營している。

### 6. 事 業 概 况

#### A、映画製作能力、映画配給實績及び映画演劇興行能力

東寶は昭和二十三年二月二十二日現在において左記の對全國比率に當る能力及び實績を持つてゐる。

映画製作	一五・二%
映画配給	二五・六% (直營館分を含む)
映画興行	二・七%

右東寶の能力及び實績について、有力競争會社に對する東寶の地位を對全國比率をもつて示せば次表の通りである。

部 門	社 名	對全國比	備 考
映畫製作	松竹株式會社	二六・五%	
	大映株式會社	二五・三%	
	東寶株式會社	一五・三%	
	株式會社東寶映畫製作所	一一・四%	
映畫配給	東横映畫株式會社	七・六%	
	松竹株式會社	二七・五%	直營館分を含む
	東寶株式會社	二五・六%	
	大映株式會社	二四・六%	
	セントラル映畫配給社	二二・一%	右何れも推定
映畫興行	松竹株式會社	三・〇%	(館數比)
	東寶株式會社	二・七%	
	日活株式會社	一・四%	
		二・七%	(收容數比)
		二・二%	
		一・四%	

演劇興行	松竹株式會社	一・一%	一・七%
東寶株式會社	〇・五%	一・五%	

松竹、東寶の經營する映畫館及び演劇場の館數比、收容人員比は右の通りであるが、いずれも大都市に存在し、設備が完備しており、優秀且つ著名なものであつて、殊に演劇場については、一流の優秀劇場は殆んど兩者のいずれかに屬している。

B、映畫製作能力、映畫配給實績及び映畫演劇興行能力の比較（昭和十六年對昭和二十三年）

東寶の能力及び實績を昭和十六年當時存在した東寶の前身會社のそれと比較すれば次表の通りである。

部 門 别	昭和三年の能力又は實績	昭和六年の能力又は實績	備 考
映畫製作	一五・二%	一四・二%	
	二五・六% (推定)	一八・四% (推定)	
映畫配給	二・七%	五・一%	
映畫興行	〇・五%	不 明	直營館分を含む
演劇興行			

ク.他の企業の支配

東寶は、五三社の国内會社の株式を所有していたが、そのうち主なものは次の通りである。

會 社 名	資 本 金	持 株 數	持 株 率
株式會社 新東寶	一〇〇〇千圓	二〇,〇〇〇	一〇〇% (處分済)
株式會社 東京會館	五〇〇〇千圓	一〇〇〇〇	
株式會社 六鶴莊	七五〇千圓	七五〇	
姫路土地運輸株式會社	二〇〇千圓	二〇,〇〇〇	
東寶食堂株式會社	六〇〇千圓	四〇〇〇	

右の外映画、演劇の興行を目的とする會社は二六社に及び、内五〇%以上の持株率のものは一七社を数えた。

3.施設の所在地

撮影所

映画館 一七 (外に賃借又は共同又は委任經營館四七)

演劇場 六 (内 賃借又は共同又は委任經營館四七)

映画館 六 (内 賃借又は共同又は委任經營館四七)

右の地域別所在は次の通りである。

地 域 別	撮影所	映 画 館			演劇劇場
		(所 有)	(賃 借)	(共 同 經 營)	
關 東 (含 東 北 西 關 含 四 國)	一	四	八	三	五 (接收一)
九 州	○	○	○	八	一 (接收二)
中 部	○	○	○	四	一 (接收一)
北 海 道	○	○	○	五	○
計	一	一	一	一	一
	一七	三四	一三	六	

2.經營の相互關係

東寶の製作、配給及び興行各部門の結合は、永年の事實上の相互關係の上に實現され一企業體を形成したものであつて、現在においてもそれぞれ獨立の企業として運營されているのではない。即ち東寶の撮影所における製作映画は、すべて直結せる配給網を通じて全國的に商品化されているし、直營館は右の配給網より配給を受けて上映している。

演劇興行は映画興行と經營形態近似し、併用乃至兼用されることが多く、帝國劇場、日本劇場、有樂座、アーニーバイル、澁谷東寶劇場、横濱寶塚劇場、名古屋寶塚劇場、京都寶塚劇場、大阪北野劇場、梅田映画劇場等主要劇場は共通の上映及び上演轉造を有している。そしてこの部門の經營は他社の場合と同様殆んど各決算期缺損である。

10. 獨占的慣行又は取引制限の事實

東寶は、昭和二十年他社と一本建興行禁止の取極めを行つたが、昨年一月獨占禁止法の廢止命令によりこれを停止した。

更に一部契約館との間で、プロツク・ブツキング契約又はそれと同様の効果を有する取極め方乃至慣行を行つて居り、この點に就いては、昭和二十四年七月十六日附を以て獨占禁止法の規定により公正取引委員會が審判開始の通告を發して居る。

11. 統制會への參加

戰時中東寶の配給部門は、統一機關である社團法人映画配給社に併合され、東寶の幹部の一部がその統一機關の幹部となつた。

昭和二十四年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 岩山忠夫

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年七月二十八日

AP0500

六〇三一(四九セニハ)ESS/AO

宛 先 持株會社整理委員會

件 名 昭和二十二年法律第二百七號に基く三菱鎌業株式會社及び三井鎌山

株式會社に対する指令案の通達

一、持株會社整理委員會に對し、別添指令案の連合軍總司令部による審査が終了したことを通告する。

二、持株會社整理委員會は、右指令案を可及的速かに通達せられたい。

經濟科學局長に代り

反トラスト・カルテル部

部長 エドワード・シー・ウェルシュ

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Economic and Scientific Section  
APC 500

602.1(28 Jul. 49)ESS/AC

28 July 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION  
SUBJECT: Issuance of Proposed Orders to Mitsubishi Kogyo K.K.  
and Mitsui Kozan K.K. Pursuant to Law No. 207 of 1947

1. The Holding Company Liquidation Commission is advised that the attached Proposed Orders have been reviewed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.
  2. The Holding Company Liquidation Commission is advised to take prompt action for the issuance of such Proposed Orders.
- FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH  
Chief, Antitrust and Cartels Division

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年七月十三日

A p o 五〇〇

六〇一、一(四九、七、一三) e s s / A o

宛 先 持株會社整理委員會

件 名 昭和二十二年法律第二百七號に基く東寶株式會社及び

松竹株式會社に對する指令案の通達

一、持株會社整理委員會に對し別添指令案の連合軍總司令部による審査が終了したことを通告する。

二、持株會社整理委員會は、右指令案を可及的速かに通達せられたい。

經濟科學局長に代り

反トラスト・カルテル部々長

エドワード・シト・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Economic and Scientific Section  
AEC 500

502.1(13 Jul 49)ESS/AC

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT:

Issuance of Proposed Orders to Toho Kabushiki Kaisha (Shochiku Co., Ltd.) and Shochiku Kabushiki Kaisha (Shochiku Co., Ltd.) Pursuant to Law No. 207 of 1947

13 July 1949

1. The Holding Company Liquidation Commission is advised that the attached Proposed Orders have been reviewed by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.
2. The Holding Company Liquidation Commission is advised to take prompt action for the issuance of such Proposed Orders.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division

七生命保険相互會社の承縁會社除外申請に關する答申

承縁會社審査諮詢委員會

總理廳官房財閥役員審査課長

小澤

武一

央

公正取引委員會總務部總務課長

柏木

一郎

郎

大藏省理財局會社課課長

崎谷

武

男

大藏省銀行局保險課課長

長崎

正造

進

日本銀行資金局會社經理課長

古川

正

造

昭和三十四年三月二十三日

持株會社整理委員會

委員長 笠山忠夫殿

答申

持株會社整理委員會から請問を受けた左記七生命保険相互會社の承縁會社除外申請の件に關し、

次のように答申します。

尚少數意見が別記の通り提出されましたから併せて報告します。

記

朝日生命保険相互会社  
中央生命保険相互会社  
光生命保険相互会社  
國民生命保険相互会社  
明治生命保険相互会社  
日新生命保険相互会社  
東京生命保険相互会社

（一）意見

生命保険相互會社七社の承繼會社除外申請の件について審査検討した結果、右七社は帝國生命保険株式會社以下七生命保険株式會社を實質的に承繼したものないと認め、持株會社整理委員會が勅令第五六七號第一條第六項の規定により、右七社を承繼會社から除外するよう

に答申する。

（二）理由

（一）申請七社は、保險業法の規定によつて設立された相互組織の新會社である。尙舊會社から移轉を受けた保險契約は現在保有保險契約の極く一部にすぎない。

（二）申請七社は、相互會社であるから、舊財閥との資本的つながりは全くない。何となれば、相互會社には株式資本の觀念は存在せず、且つ、その基金は經營參與權の全然附帯しない社債的なものであるからである。而かも、その基金も舊財閥或は舊財閥關係者から醸出されたものではない。

（三）申請七社は、相互會社であるから、舊會社と左の點で異なる。

（A）申請七社の利益及び損失は社員たる保險契約者に歸屬するが舊會社の利益及び損失は株主に歸屬する。

（B）申請七社の保險契約者は社員であるから、その締結する保險契約は入社契約の性質を有するが、舊會社は保險證券を販賣するものであるから、その締結する保險契約は商取引の一種である。

（四）生命保險契約の公共性、團體性及び長期契約性に基いて舊會社の保險契約を包括して申請

七社に移轉し、それに見合ひだけの資産を附隨的に移轉したに過ぎない。右の移轉を行わなければ保険契約者に解約返戻金を返さざるを得ず、従つて保険契約者の利益を著しく阻害したであろう。

(五)申請七社の役員は新會社の社員總代會で選任されたものである。舊會社の役員が再び選任された例はあるが、その場合においても、舊會社は既に自發的に財閥色を拂拭していたのみならず、すべて財閥役員審査を経た者はかりであり又從業員についても、その引継ぎ契約を維持するため、生命保険事業の専門家である人員を引継いだにすぎないから、舊財閥とのつながり又はその可能性に対する危惧は存しない。

(六)保険契約の相手方は一般大衆であるから、舊會社と申請七社との間にいわゆる取引先の承継があつたとは考えられない。

(七)申請七社は、組織の變更とともにその商號も變更した。明治生命だけが、明治という商號が舊財閥名と無關係なので、そのままとした。

(八)保険契約並びにそれに見合ひ資産を移轉した際の舊會社は、金融機關再建整備法の規定により、既にその資本の全額を切り捨てており舊財閥との繋りは消滅していた。

生命保険相互會社七社の承継會社除外申請に対する承継會社審査諮問委員會の答申書に關する少數意見

承継會社審査諮問委員會

常任委員 柏木一郎

一 意 見

答申書の通り、申請七社を承継會社から除外する點については差支えないと解せられるが、この場合において申請七社が、舊會社から譲り受けた株式の内舊會社の同一資本系統に關する會社の發行した株式は、昭和廿一年勅令第五六七號の規定の主旨に従い現實に處分すべきものと思考する。

二 理 由

イ 申請七社は、各々の舊會社から、その所有する株式を譲り受けたが、それらの株式の内、各々の舊會社が昭和廿一年勅令第五六七號の規定に従い處分しなければならない株式が含まれているや否やについて未だ然るべき審査がなされていない。法の不備ありとはいえど

の點を不問にせんか、右の勅令の規定の適用を受けるべき多數の會社の内、生命保険會社のみが同勅令の適用を免除されることとなり、生命保険事業分野とそれ以外の事業分野との均衡を失する虞れがあるものである。

口 昭和廿一年勅令第五六七號の意圖する株式所有による財閥的結合關係の分離又は排除といふ趣旨から、申請七社に對する承繼會社除外の措置は、各七社の性格の根本的變革がなされたことにより異議を有しないとするも、同令の意圖する財閥色株式の分散といふ基本的要請に對しては、このまゝ(い)項旨の如き株式の處分がなされなければ充たされたものとけ考えられず、生保會社七社に對してのみ例外を設けることは適當ではない。

### 七生命保険相互會社所有株式調査 (現在)

會社名	所有總株式		新號によつて處分すべき株式		舊號によつて處分すべき株式	
	株數	簿價	株數	簿價	株數	簿價
朝日生命(舊帝國)	四千九百三十五株	四千九百三十五株	四千九百三十五株	四千九百三十五株	四千九百三十五株	四千九百三十五株
中央生命(舊三井)	四千九百零二株	四千九百零二株	四千九百零二株	四千九百零二株	四千九百零二株	四千九百零二株
光生命(舊安田)	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株
國民生命(舊住友)	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株
明治生命(舊明治)	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株	四千九百零一株
日新生命(舊日產)	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株
東京生命(舊野村)	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株	一千九百零一株

七生帶保相互金庫保有物令第五六七號 關保株式 (甲) 二三一現在

社名	新株	株	數	記帳價格
日本製粉株	10480	三十六五	三三六九六四	五五九五〇〇
大日本セルロイド株	三三六〇		一六八〇〇〇	四九四九〇
富士高風ウイルム株	一六〇〇〇		八〇〇〇〇〇	一四四四〇
東洋レーヨン株	一四〇〇〇		七〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇
東洋高壓工業株	四千〇〇〇		一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

東京生命(舊實業)	八百八十四	五百五十五〇	五百五十五〇	二年八月一日起
日清生命(舊日華)	六〇〇	五百五十五〇	五百五十五〇	
明治生命(舊明治)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
國光生命(舊新光)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
武生命(舊義田)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
中央生命(舊三井)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
厚朴生命(舊裕園)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
中國銀行(舊中國)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
財運(舊中國)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	
銀寶(舊新光)	五百五十五	五百五十五〇	五百五十五〇	

支那銀行(舊中國) 五百五十五〇

古漢集

新編寶林集

卷之三

七生命保険相互會社保有勅令第五六七號 湖保株式 (昭三三一現在)

朝日生命	帝國銀行株	株數	記帳價格
中央生	日本統計機械株	株數	記帳價格
北海道炭礦汽船株	一八九四四	二〇九三四	九〇〇〇〇
優先株	一六五〇〇	八九三〇〇	五七五〇〇
新株	三〇〇〇〇	六六三〇〇	一一五八五〇
太平洋炭礦株	三四〇〇〇	三〇一〇〇	三五七一〇
三井鐵山株	四四七〇〇	一七九〇八〇	一七九〇八〇
新株	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本織維工業株	一八〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
日本織維工業新株	一八〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
日本製鋼所株	一六四一〇〇	八三五五〇〇	八三五五〇〇
日本金屬工業株	五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇
東京芝浦電氣株	一八六八八〇	七六五二七三六	七六五二七三六
新株	一八六八八〇	八四九七四三三	八四九七四三三
昭和飛行機工業株	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
新株	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
小野田セメント製造株	一六四一〇	三六九八八〇	三六九八八〇
日本製粉株	三三八五三	二三六九六四	二三六九六四
新株	一〇七九〇	五五九五〇〇	五五九五〇〇
大日本セルロイド株	四九四九〇	一六八〇〇	一六八〇〇
富士寫眞フィルム株	一六〇〇〇	八〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇
東洋レーヨン株	一四〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
東洋高壓工業株	四五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇

## 縣 條

四六二 氏此二一

〇・四九

日本總售處株式會社	日本總售處株式會社	三〇八五四	九〇〇〇〇
潘國威音株	潘國威音株	八九三七四	九〇〇〇〇

## 會 員

潘

葛

葛

國民生命	總株數	% 計	新株	光生命	
				總株數	% 計
東洋内燃機株	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	一一一〇〇〇〇	七三三五五	五一·〇%
帝國織維株	八三三八〇	四一·一九〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	〇
日本實化燃料株	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	一一〇〇〇	一九五五〇	二八〇八〇
日本理化工業株	一五〇〇〇	七五〇〇〇	一一〇〇〇	八三二八六五	七五〇〇〇
東京建物株	一五七八六	七八九三三七	一一〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
九州產業交通株	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一一〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
東洋汽船株	七二一九	二七〇七五	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇
沖電氣株	五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一一〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
大阪銀行株	五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	一一〇〇〇	二二九四〇三	一四·〇%
住友共同電力株	八〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一一〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
大阪住友海上炎株	八四〇〇〇	三一五〇〇〇	一一〇〇〇	一三七四〇	一四·〇六
日新化學工業株	六〇〇〇〇	二二三七〇〇〇	一一〇〇〇	二二〇八〇	一一·一〇〇
東海ゴム工業株	二六三五〇	一八七五〇	一一〇〇〇	三七五〇	一·一〇〇

## 株式会社

大正九年

会社名	新株	既存株	%
日本ステンレス株	五五七五〇	一八七五〇	
住友アルミ製錬株	〇〇〇〇〇	二七六四五〇	
扶桑金属株	一一四六〇〇	五六八〇〇〇	
日東金属株	一七七五〇	一八七五〇〇	
大阪金属株	二一〇〇	六一四〇一〇	
新株	二一〇〇	二一五二一〇	
九州鐵工株	一七三三三	三九九九九	
住友電工株	一七五八〇	六七九〇〇〇	
新株	一六〇四八	八〇一九〇〇	
四國機械株	一〇五〇〇	五二五〇〇〇	
新株	一〇〇〇〇	四一七五〇〇	
筑紫工業株	二五〇〇〇	一七五〇〇〇	
日飛産業株	一五〇〇〇	六五七五〇	
日本樂器株	六四〇〇	三〇〇〇〇〇	
新株	八〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
日本電氣株	一七〇〇〇	五五〇〇〇〇	
日本通信工業株	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	
理研金屬株	一五五〇	七六七五〇	
井藤鑄業株	六四〇〇〇	八九六〇〇〇	
住友本社株	五〇〇〇	四〇〇〇〇〇	
新株	五〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
日本板硝子株	六〇〇	七五〇〇〇〇	
住友倉庫株	三〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
日本板硝子株	六八一七六三	一七六一〇八八〇	
計	二二八六九四九	三〇・〇%	
總株數			%

明治生命

三菱鐵業株	一四九七五〇	五二四六四七五
新株	一四九七五〇	六九四九七五
東京麻糸紡績株	一四九七五〇	五〇〇〇〇〇〇〇
三菱製鋼株	五六一六〇	二八〇八〇〇
古河電氣工業株	一三九五〇	三二三七五〇
日本アルミニウム株	三八一五〇	一九〇七五〇
三菱重工業株	五一〇〇〇	二五五〇〇〇〇
三菱電機株	一一零九四〇	五六九六〇〇〇
國產電機株	五三四三十五	一七五〇〇〇
日本電池株	一〇〇〦〇	五〇〇〇〇〇〇
三菱化工機株	四一〇〇〇	二〇〇一〇〇〇
大日本機械株	一六〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇
日本光学株	二四八〇〇	一四〇〇〇〇〇
名古屋螺子株	一九〇〇〇	九五〇〇〇〇〇
新株	五三四三十五	〇
計	四〇六六六五五	五二四六四七五
總株數	五一一〇〇〇	五二四六四七五
%	一〇〇%	一〇〇%
日新生命		
日本汽船株	三〇〇	一〇〇〇〇〇〇
日本水產株	三〇〇	一〇〇〇〇〇〇
日本農林株	四五〇〇	一三九五〇〇



獨禁法により處分すべき株式

(昭和二年現在)

會社名	銘柄	總株數	所有株數	超額%を超	拂込金額	記帳價格
朝日生命	日本統計機械株	100000	10000	10.0	100000	100000
中央生命	日本製鋼所株	100000	17100	17.1	171000	171000
光生命	東洋内燃機株	80000	7000	8.8	100000	100000
	安田火災海保標	342000	19500	5.7	342000	342000
	東京建物株	197210	1000	1.0	197210	197210
	帝國ストレイン株	100000	1000	1.0	100000	100000
國民生命	日本理化工業株	120000	10000	8.3	120000	120000
	東洋通信機株	80000	7000	8.8	80000	80000
	日本汽船株	240000	12000	5.0	240000	240000
	理研金屬株	152000	10000	6.6	152000	152000
	住友倉庫株	100000	10000	1.0	100000	100000
	日新電機株	100000	10000	1.0	100000	100000
明治生命	三菱重工業株	1000000	100000	10.0	1000000	1000000
	丘菱地所株	140000	11000	11.1	140000	140000
	三菱倉庫株	100000	10000	10.0	100000	100000
新生命	名古屋螺子株	10000	1000	1.0	10000	10000
	なし					
東京生命	田熊汽鑄株	1000000	10000	2.0	1000000	1000000
	昭和特殊製鋼株	100000	10000	10.0	110000	110000
	野村製鋼株	140000	11000	11.0	140000	140000
	野村建設株	100000	10000	10.0	100000	100000
	日本メリヤス株	80000	8000	1.0	80000	80000
生保土地株		10000	1000	1.0	10000	10000

沿岸防衛軍	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
財團 金融 組	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
日本銀行	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
國民生産 東洋電機	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
日本興業工業	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
電線	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
東京電機	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
農業試験場	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
中央生命 日本火災	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
時計出資	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
會員	1000000	100000	100000	100000	100000	100000
機械製造 あじ興業	1000000	100000	100000	100000	100000	100000

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年八月十日

AP 0500

MO 06 (四九八一〇) BSS/AO

覺書宛先 持株會社整理委員會  
件名 保険會社七社に對する昭和二十一年勅令第五百六十七號の適用

一、本件に關する昭和二十四年六月二十三日附持株會社整理委員會覺書第七百四十六號及びそれ以前に提出された覺書参照。これらの保険相互會社七社が事實上勅令第五百六十七號に基く承繼會社であるかどうかという問題が、利害關係者において提起されたことを想起せられたい。

二、これらの會社の社長は、連合軍總司令官宛の手紙において、これらの會社が勅令第五百六十七號による承繼會社でないと認定され、且つ同令による證券の處分を要求せられないよう申請した。

右申請に對する本司令部の回答の寫を、こゝに添附する。それによつて、これらの保険會社に對して、承繼會社として勅令第五百六十七號の規定を全面的に適用することの可否に關する問

題は最早起らないことがはつきりするであらう。

三、持株會社整理委員會に對しこれらの保險會社が事實上承繼會社であり、且つ同勅令の主旨及び文言に從うことを要する旨の決定をこれらの會社に通知する處置を直ちにとることを要請する。同時にこれらは會社に證券の處分案の提出を命じ、且つ右處分案を市況その他の經濟的要素を十分且つ實際的に考慮して、可及的速かに實施することを要請する。

右考慮に際して、入手し得るあらゆる適切な情報を十分考慮に入れてゐる事を確認するため、會社案及びその案に関する持株會社整理委員會の意見を、檢討の爲めに當部に提出することを要請する。

經濟科學局長に代りて

反トラスト・カルテル部

部長 エドワード・シー・ウエルシユ

連合軍總司令部

AP O 五〇〇

昭和二十四年八月十日

W E M / E O W / J M

宛

先

朝日生命保險相互會社社長 行 方 孝 吉  
中央生命保險相互會社社長 井 上 八 三  
光生命保險相互會社社長 武 内 浩一郎  
國民生命保險相互會社社長 芦 田 泰 三  
明治生命保險相互會社社長 江 牧 野 魁治郎  
日新生命保險相互會社社長 富 川 成 宮 吉  
東京生命保險相互會社社長

拜啓 保險會社七社に對する勅令第五百六十七號の適用に關する連合軍最高司令官宛の貴書簡をまさに受領いたしました。

關係諸事實を慎重に検討した結果、照會のあつた各社は、承繼會社として勅令第五百六十七號の適用を受け、從つて持株會社整理委員會により、同勅令の規定に従うこととを要求せらるべきであるとの結論に達した。持株會社整理委員會は、證券の處分については、市況及びこれらの責任ある保險會社の今後の健全なる運營に對して十分且つ實際的な考慮を拂うために、合理的條件を附するであろう。

敬  
具

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Economic and Scientific Section  
APC 500

Incl: Copy GHQ, SCAP, Reply  
10 Aug 49 to Pet. of  
7 Life Ins Cos.

10 AUGUST 1949

Chie, Antitrust and Cartelization

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Economic and Scientific Section  
APC 500

3CC-6(10 Aug 49)ESS/AC

10 August 1949

MEMORANDUM FCR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Application of Imperial Ordinance No. 567 of 1946 to Seven Insurance Companies

1. Reference is made to Holding Company Liquidation Commission Memorandum No. 746 of 23 June 1949 and to previous memoranda on subject matter. It will be recalled that interested parties had raised question as to whether or not such seven mutual insurance companies were in fact successor companies in accordance with Imperial Ordinance No. 567.

2. The presidents of such companies had in a letter to the Supreme Commander for the Allied Powers presented a petition requesting that their companies not be considered successor companies and not be required to divest themselves of securities in accordance with Imperial Ordinance No. 567. Attached is a copy of this Headquarters reply to such petition. It will be noted therefrom that question no longer arises as to the appropriateness of full application of the provisions of Ordinance No. 567 to such insurance companies as successor companies.

3. It is requested that the Holding Company Liquidation Commission take immediate action to inform such insurance companies of the decision that they are in fact successor companies and that they will be required to comply with both the intent and the language of such Ordinance. It is likewise requested that such companies be required to present plans for divestiture of securities and that such plans be implemented as promptly as possible, while giving full and practical consideration to market conditions and other economic factors involved. In order to make certain that all pertinent available information is brought to bear in such consideration, it is requested that the company plans and the recommendations of the Holding Company Liquidation Commission concerning such plans be presented promptly to this Division for examination.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels-Division

-Incl:  
Copy GHQ, SCAP, Reply  
10 Aug 49, to Pet of  
7 Life Ins Cos.

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER, FOR THE ALLIED POWERS  
APC 50C

WFM/NOW/JM 10 August 1949

Mr. Kokichi Namekata, President  
Asahi Mutual Life Insurance Company  
Mr. Hachizo Inouye, President  
Chuo Mutual Life Insurance Company  
Mr. Koichiro Takeuchi, President  
Hikari Mutual Life Insurance Company  
Mr. Raizo Ashida, President  
Kokumin Mutual Life Insurance Company  
Mr. Kamejiro Nakino, President  
Leiji Mutual Life Insurance Company  
Mr. Takeshi Egawa, President  
Nishin Mutual Life Insurance Company  
Mr. Miyakichi Tominari, President  
Tokyo Mutual Life Insurance Company

Dear Sirs:

Your letter to the Supreme Commander for the Allied Powers concerning the application of Ordinance 567 to seven named insurance companies is hereby acknowledged. Careful examination of the various facts involved results in the conclusion that the companies to which you refer are subject to Ordinance 567 as successor companies and, hence, will be required by the Holding Company Liquidation Commission to comply with the provisions of that Ordinance.

The Holding Company Liquidation Commission will apply reasonable conditions as to the divestiture of securities so as to give due and practical consideration to market conditions and to the continued successful operation of such responsible insurance companies.

Very truly yours,

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年八月二十六日

A.P.O.五〇〇

六〇二・一(四九、八、二六) E.S.S./A.O.

宛 先 持株會社整理委員會

件 名 東寶株式會社、松竹株式會社、三井鎌山株式會社及び

三菱鎌葉株式會社に對する決定指令の通達

昭和二十四年法律第二百七號の規定に基く右の會社に對する決定指令  
(案)が委員會によつて提出されたが、反トラスト・カルテル部は同  
決定指令の通達に對して異議はない。

經濟科學局長に代りて  
反トラスト・カルテル部長  
エドワード・シート・ウニルシユ

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Economic and Scientific Section  
ARC 500

602.1(26 Aug 49)ESS/AC

26 August 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT:

Issuance of Final Orders to:  
Toho K.K. (Toho Co., Ltd.)  
Shochiku K.K. (Shochiku Co., Ltd.)  
Mitsui Kozan K.K. (Mitsui Mining Co., Ltd.)  
Mitsubishi Kogyo K.K. (Mitsubishi Mining Co., Ltd.).

Drafts of Final Orders to the above companies pursuant to the provisions of Law No. 207 of 1947 having been presented by the Commission, the Antitrust and Cartels Division of the Economic and Scientific Section offers no objection to the issuance of such Final Orders.

FOR E.S.S. CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION

EDWARD C. WELSH

Chief, Antitrust and Cartels Division



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

委員總會提出資料

第四十八回

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13 - 1
	⑩ 46

めくれず

第四十八回 委員總會日程

一、開催の場所 東京都千代田區内幸町二丁目一番地

持株會社整理委員會事務所

二、開會の日時 昭和二十四年九月十五日午前十時

一、上程事項

(1) 決議事項

(1) 承繼會社の件

(2) 商號等に關する指示の件

(3) 指示の件

(4) 指定取消指令の件

(5) 整備計畫の件

(6) 證券譲受の件

(7) 證券處分の件